

(参考)

【改正後全文】

消防救第 58号

医政指発第 0323071号

平成16年3月23日

消防救第 217号

医政指発第 0801第3号

平成23年8月1日

最終改正 消防救第 74号

医政地発第 0604第1号

平成27年6月4日

各都道府県消防主管部（局）長 殿

衛生主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

厚生労働省医政局地域医療計画課長

救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る

メディカルコントロール体制の充実強化について

本年3月23日付けの「救急救命士法施行規則第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（平成4年厚生省告示第18号）」の一部改正等により、平成16年7月1日から、救急救命士の行う救急救命処置として医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施を認めることとなったところ、こうした処置範囲拡大の前提として、事後検証の実施を含めたメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠である。

従前より、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日消防救第73号・医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）」等でも周知していたところ、気管

内チューブによる気道確保の実施については、特に下記の事項に十分に留意し、救急救命士制度の円滑な運用を図られるようお願いしたい。

また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）及び関係団体等に対しこの旨周知願いたい。

記

1 医師からの具体的指示・指導体制の充実

救急救命士が気管内チューブによる気道確保等を適正に行うためには、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、その実施に当たり、常時医師からの具体的指示・指導を受けられる体制の充実を図ること。

2 プロトコールに沿った実施

気管内チューブによる気道確保のプロトコール（以下「プロトコール」という。）については、「気管挿管の業務プロトコール」（別添1）及び平成22年度救急業務高度化推進検討会報告書にある「ビデオ喉頭鏡^{*1}による気管挿管プロトコール」（別添2）を参考にしつつ、地域メディカルコントロール協議会で作成すること。

救急救命士は、プロトコールに習熟した上で、プロトコールに沿って医師の具体的指示に基づき、気管内チューブによる気道確保を適切に実施することにより、救命効果の向上を図ること。

*1 平成22年度救急業務高度化推進検討会報告書における「ビデオ喉頭鏡」はビデオ硬性挿管用喉頭鏡を指す。

3 所要の知識の習得

- (1) 医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士は、救急救命士の国家試験に合格した者であって、気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習を修了し、都道府県MC協議会より医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付を受けている必要があること。また、第26回救急救命士国家試験以降の合格者は気管内チューブによる気道確保の実施のための講習の受講は不要であるが、実習を修了し、都道府県MC協議会より医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付を受けている必要があること。

(2) 医師の具体的指示下でのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士は、(1)の認定証の交付並びに「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について(平成16年3月23日医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長通知)」第1の2に定める講習及び同通知第2の2に定める実習の修了により、医師の具体的指示下でのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付を受けている必要があること。ただし、第39回救急救命士国家試験以降の試験合格者については、医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付を受けたのち、同通知第1の2に定める講習は不要であるが、実習を修了し、都道府県MC協議会より医師の具体的指示下でのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付を受けている必要があること。

4 事後検証体制の確立等

医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保については、地域メディカルコントロール協議会が設置され、事後検証体制が確保されていることが前提であり、事後検証を行う際には、気管内チューブによる気道確保を実施した際の観察結果、固定状況等必要事項を正確に把握する必要があることから、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について(平成26年1月31日消防救第13号・医政指発0131第3号消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長連名通知)」にある事後検証票(別添3)を参考にし、必要に応じて地域メディカルコントロール協議会で見直し等を行うよう努めること。